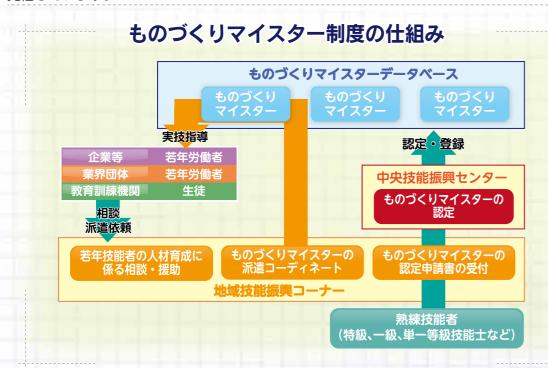
#### 厚生労働省

## 「ものづくりマイスター制度」のご案内

建設業及び製造業における 100 を超える職種を対象に、高度な技能を持ったものづくりマイスターが、技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、技能尊重気運の醸成を図るとともに効果的な技能の継承や後継者の育成を行っています。また、小中学校等での講義や「ものづくり体験教室」等により、「ものづくりの魅力」を発信しています。



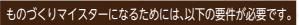
ものづくりマイスターの派遣コーディネートは、地域技能振興コーナーが無料で行います。 また、ものづくりマイスターの派遣費用や指導等に係る材料費は、規定の範囲内で、地域 技能振興コーナーが負担します。派遣コーディネートの相談に関する詳細は、お近くの地域 技能振興コーナーにお尋ねください。

## ものづくりマイスターの認定

ものづくりマイスターの認定を受ける ためには、右の全ての要件が必要です。

認定申請書類を審査の上、中央技能振興 センターがものづくりマイスターの審査・ 認定を行います。

平成 28 年 9 月 9 日現在、全国 で認定されたものづくりマイス ターは、8,173 人にのぼります。





## ものづくりマイスターの活動

認定されたものづくりマイスターは、中小企業や教育訓練機関などで、若者の実技指導に 活躍しています。

また、将来のものづくりを担う小・中学校等の児童・生徒を対象とした「目指せマイスター」 プロジェクトにおいて、ものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」発信にまつわる 講義や体験教室などを行っています。

#### 「ものづくりの魅力」発信とは、

- (1) 小中学校の授業等への「ものづくりマイスター」の派遣
- (2) 児童・生徒が事業所・訓練施設等を見学する際に、「ものづくりマイスター」による講義や製作実演を実施
- (3) 小中学校等での「ものづくりマイスター」による授業に先立ち、学校の教師・保護者を対象に「ものづくりの魅力」を伝える講座を実施

#### 以下の方々を対象に実技指導等を行います



## 厚生労働省「ものづくりマイスター」シンボルマークのご紹介

厚生労働省は、ものづくりマイスターの認知度を向上させ、ものづくりマイスターがより活動しやすい環境を醸成することを目的に、平成 26 年度にシンボルマークを公募しました。 その結果、以下のデザインに決まりました。



#### デザインの趣旨 「継承される技能」

ものづくりマイスターの「M」の字をモチーフに、2 名 の人が居るマークになっています。

左側は手を動かし研鑽を積んで成長している若年技能 者、右側はマイスターを表しています。

シンボルマーク入り 腕章・ワッペンの着用例





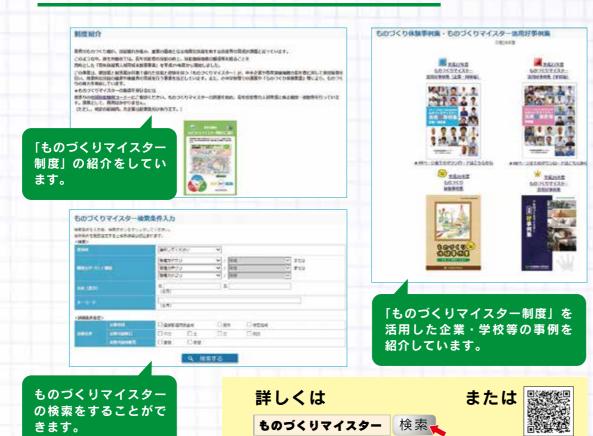
本シンボルマークを使用できるのは、ものづくりマイスター、厚生労働省、中央技能振興センター及び地域技能振興コーナーに限ります。

詳しくは、「ものづくりマイスターデータベース」(次頁参照)をご覧ください。

## 厚生労働省「ものづくりマイスターデータベース」のご紹介



#### ・ものづくりマイスターデータベースでは、



ものづくりマイスター 検索

# 技のとびら

技能検定制度等に係るポータルサイトのご案内

「技のとびら」は、身近でありながら知らない多くの仕事(技能士の職種)について 分かりやすく紹介しているほか、技能検定試験、技能競技大会、地域で行う技能イベ ント等の詳細を紹介しています。



詳しくは、

技のとびら





の検索をすることがで

きます。